

公益社団法人日野町シルバー人材センター

役員報酬及び役員費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日野町シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第15条の規定により、役員の報酬、及び役員の固有の職務にかかる費用の弁償について必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第11条に定める役員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する市内交通費、旅費、手数料等をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事長の報酬は月額とし、理事長を除く役員は日額とする。
- 3 報酬の額は別表1のとおり支給する。
- 4 職員として、雇用し給与を支給している役員には報酬を支給しない。
- 5 報酬の支給日は、センター職員給与規程第21条を準用する。
- 6 役員には、賞与および退職慰労金を支給しない。
- 7 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出にあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の支給)

第4条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日の月末までに支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用のうち旅費の額は、旅費規程による。
- 3 費用のうち手数料等は、その実際に要した額とする。

(公表)

第5条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事会が別に定める。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年5月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この規定は、令和2年5月28日から施行する。

別 表1

第3条の額は、月額及び日額報酬とし、額は下記のとおりとする。
記

理事長	月額70,000円
理事及び監事	日額 3,000円(所得税抜)
(理事長が召集する会議の出席ごとの日額)	

委員として、委員会に出席する場合は、	
	日額 2,000円(所得税抜)